

令和元年度第7回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部 本部員会議

事 項 書

令和2年3月27日（金）

9時00分から9時15分まで

3階 プレゼンテーションルーム

【会議の目的】

3月26日、政府が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく政府対策本部を設置したことから、本県においても同法に基づき設置した三重県新型コロナウイルス感染症対策本部 本部員会議を開催し、今後の対応について情報共有を図ります。

1 新型コロナウイルス感染症への対応について

(1) 新型コロナウイルス感染症の発生状況について

(2) 新型インフルエンザ等対策特別措置法について

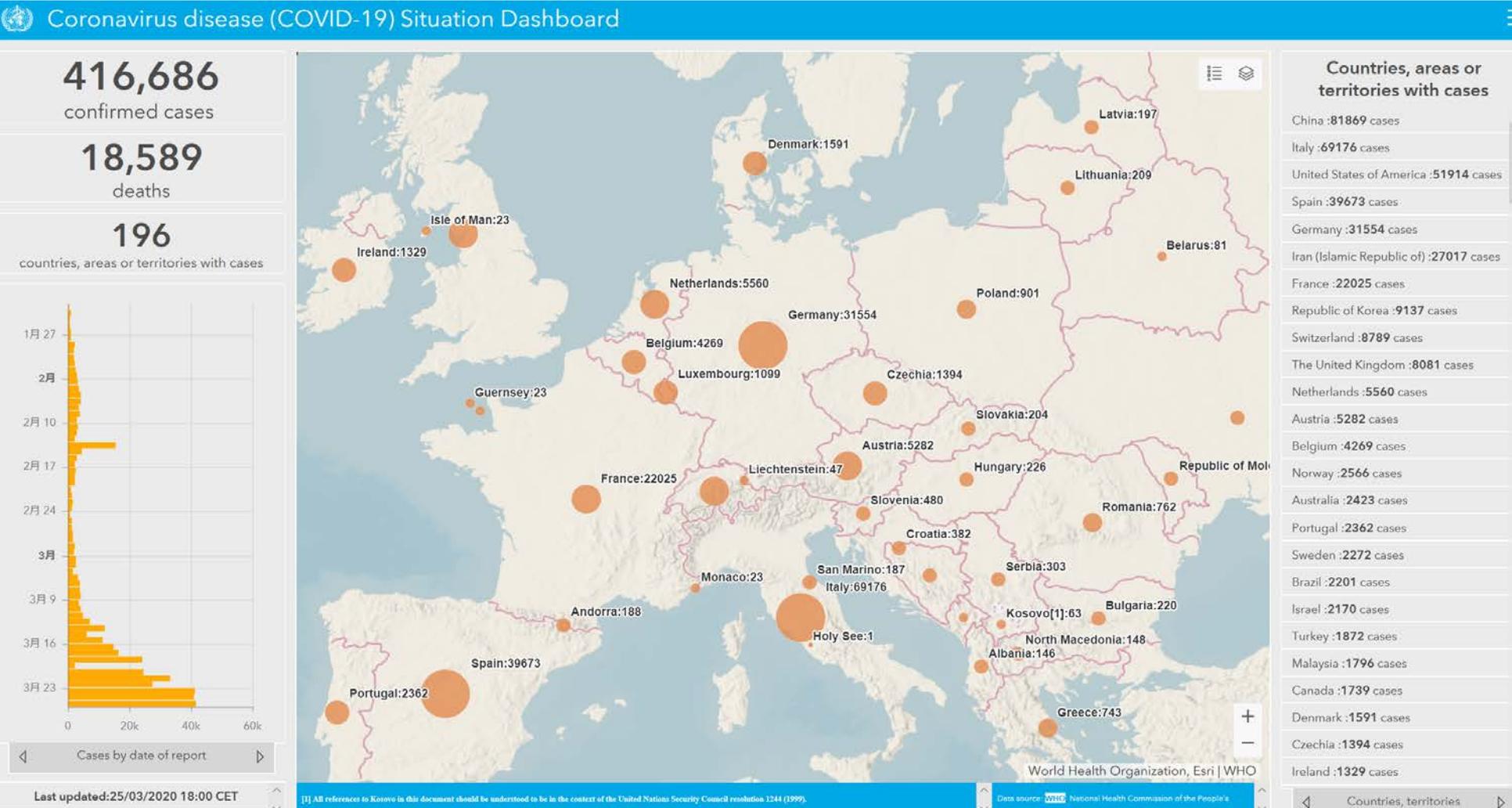
2 各部局の対応

3 知事指示事項

三重県新型コロナウイルス感染症対策本部 本部員会議名簿

| 区 分 | 職 名 |
|---------------|------------------|
| 本部長 | 知事 |
| 副本部長 | 副知事 |
| | 副知事 |
| 副本部長兼統括本部員 | 危機管理統括監 |
| 主任本部員 | 医療保健部長 |
| 本部員 | 防災対策部長 |
| | 戦略企画部長 |
| | 総務部長 |
| | 子ども・福祉部長 |
| | 環境生活部長 |
| | 廃棄物対策局長 |
| | 地域連携部長 |
| | 国体・全国障害者スポーツ大会局長 |
| | 南部地域活性化局長 |
| | 農林水産部長 |
| | 雇用経済部長 |
| | 観光局長 |
| | 県土整備部長 |
| | 出納局長 |
| | 企業庁長 |
| | 病院事業庁長 |
| | 教育長 |
| 警察本部長 | |
| 本部長が必要と認める出席者 | 四日市市保健所長 |
| | 四日市港管理組合経営企画部長 |

COVID-19 世界の状況



<https://experience.arcgis.com/experience/685d0ace521648f8a5beeee1b9125cd>

新型コロナウイルス 国別感染症数の推移

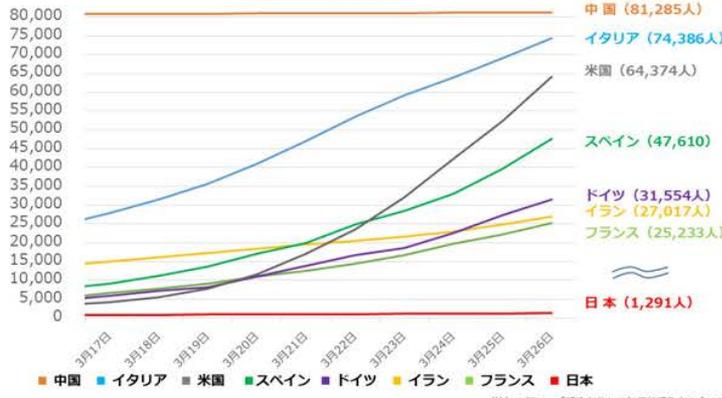
新型コロナウイルス 国別感染者数の推移

3/26 (木) 時点

国別感染者数の推移 (累積) ①

(上位7か国及び日本)

出典: 各国政府発表
(米国は各州発表)

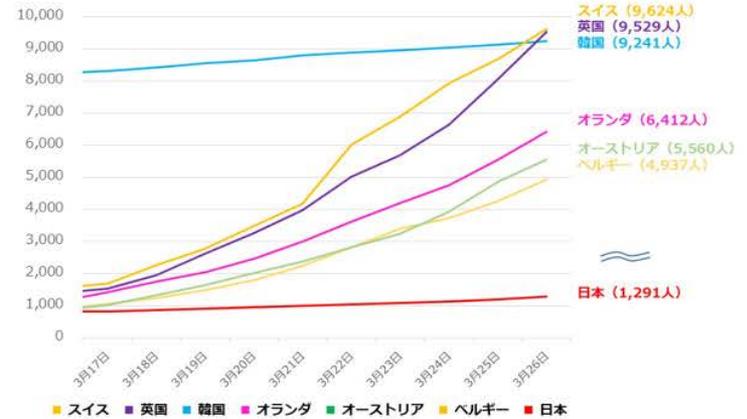


新型コロナウイルス国別感染者数推移 1

国別感染者数の推移 (累積) ②

(上位8~13位及び日本)

出典: 各国政府発表

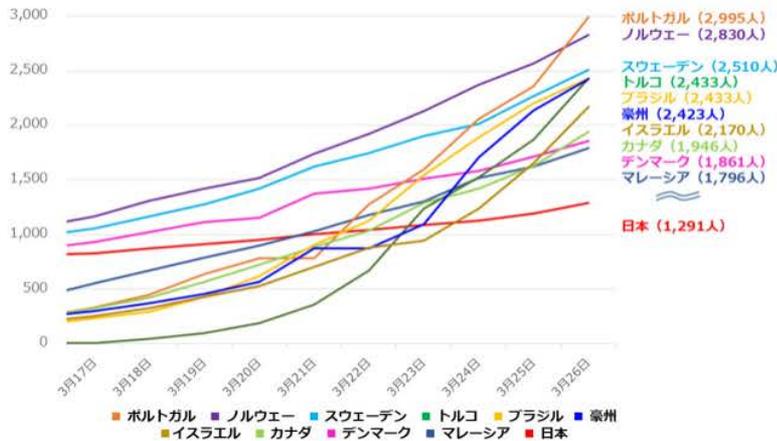


新型コロナウイルス国別感染者数推移 2

国別感染者数の推移 (累積) ③

(上位14~23位及び日本)

出典: 各国政府発表

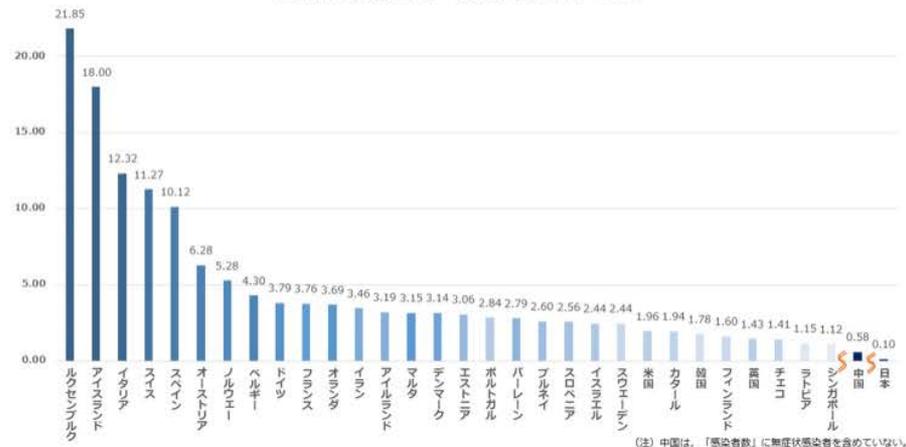


新型コロナウイルス国別感染者数推移 3

1万人当たりの感染者数

(人口10万人以上の国・地域の上位及び日本・中国)

出典: 各国政府発表及び外務省HP



1万人当たりの感染者数

諸外国の行動制限等の現状について（3/25 17:00時点更新・調査中）

※在外公館等において把握している主な取組に限る。

| | イベント禁止、施設閉鎖等 | 学校閉鎖等 | 移動制限・その他 |
|-----|---|---|--|
| 米国 | <p>○連邦政府は、15日間、10人以上の社会的会合、レストラン等での食事、不要不急の旅行を避ける等の大統領ガイドラインを発表（3月16日）</p> <p>○各州及び各自治体（郡市）において、例えば以下のよう な措置を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レストラン・バー等の店内営業禁止（持ち帰り等に 限る）（カリフォルニア州、オハイオ州、ニューヨーク州 等） ・必要不可欠ではない業態のビジネス（興行等）の閉鎖指 示（ネバダ州、メリーランド州等） ・集会・イベントの禁止等（ニューヨーク州、ハワイ州 等） | <p>○全国46州で3月16日以降、順次学校閉鎖 を実施。少なくとも121,000の公私立学校 の5,450万人に影響</p> <p>○カンザス州、バージニア州は今年度末 （8月末）までの閉校を決定</p> <p>○州単位で閉校を決定していない州にお いても、広範な地域で学校閉鎖を実施</p> | <p>○連邦政府による非常事態宣言（3月13日）</p> <p>○連邦政府は、15日間、10人以上の社会的会 合、レストラン等での食事、不要不急の旅行を 避ける等の大統領ガイドラインを発表（3月16 日）（再掲）</p> <p>○全州による非常事態宣言等の発出</p> <p>○各州・自治体による自宅滞在命令の発出（カ リフォルニア州、イリノイ州、コネティカット 州等）</p> <p>○国務省による全ての海外渡航の中止勧告（3 月19日）</p> <p>○連邦政府による大規模災害宣言（ニューヨー ク州（21日）、ワシントン州、カリフォルニア 州（22日））</p> |
| カナダ | <p>○連邦政府が集会の制限に関するガイドラインを作成、実 際に導入するかどうかは各州政府が決定。 例：250人以上のイベント中止要請（ブリティッシュ・コロ ンビア州、オンタリオ州等）</p> | <p>【マニトバ州】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校（幼稚園～高校）の閉鎖を要請 （3月13日～4月13日（予定）） | <p>○クルーズ船への乗船中止要請（3月9日連邦 外務省）</p> <p>○不要不急の海外渡航に対する中止要請（3月 13日連邦外務省）</p> <p>○州政府による非常事態宣言等の発出：オンタ リオ州、アルバータ州、ブリティッシュ・コロ ンビア州（3月17日）</p> |

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000613022.pdf>

| | イベント禁止、施設閉鎖等 | 学校閉鎖等 | 移動制限・その他 |
|----|--|---|---|
| 英国 | <p>○2020年5月7日予定の統一地方選の1年延期を発表（3月13日）</p> <p>○大規模イベントに対する政府の不支持を表明。（3月16日首相会見）</p> <p>○パブ、レストラン、劇場等の3月20日夜からの閉鎖（3月20日首相会見）</p> <p>【スコットランド】</p> <p>・500人以上の集会禁止（3月16日～）</p> | <p>○イングランド、ウェールズ、スコットランドで学校閉鎖（3/20～）</p> <p>（北アイルランドは児童生徒は3/18～、教職員は3/23～）</p> <p>ただし、医療職員等主要労働者の児童生徒のためには学校継続。</p> | <p>○単身の有症状者は、7日間自宅待機。（3月12日「自宅待機ガイドライン」、3月16日更新）</p> <p>○自身又は家族に症状のある場合に14日間の自宅待機を要請。（3月16日首相会見）</p> <p>※いずれも軽症の場合、専用ダイヤルに電話せず、国民保健サービスのウェブサイトから情報を得ることを要請。</p> <p>○NHSイングランドが、高リスク者150万人に12週間の外出自粛を個別勧告（3月22日）</p> <p>○少なくとも3週間、全ての国民に自宅待機を指示。生活必需品の購買、在宅ではなし得ない業務の通勤等のみ許される。</p> <p>加えて、以下指示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同居しない家族や友人に会わないこと ・必要不可欠でない商品を扱う店舗、図書館、遊び場や屋外ジム、礼拝所の閉鎖 ・同居家族を除いて2人よりも多い人数（3人以上）による公共の場の集会禁止 ・葬儀を除き、結婚や洗礼その他の儀式を含む社交場の行事を停止 <p>※違反には警察が罰金・解散（3月23日首相会見）</p> <p>○不要不急の全海外渡航の自粛を要請（3月17日）</p> <p>○海外渡航中の英国人に対し、直ちに帰国するよう要請（3月23日）</p> |

| | イベント禁止、施設閉鎖等 | 学校閉鎖等 | 移動制限・その他 |
|------|--|---|--|
| スペイン | ○生活必需品の販売店を除く商店、文化施設等、レストラン等の営業停止 (3月14日～当面15日間) | ○全州の大学以下の教育機関の休校措置 | ○全ての不要不急の移動を制限(必需品の購入、通院等を除く)(3月14日～当面15日間) |
| フランス | ○100人以上の集会を禁止(3月15日～4月15日) ○大衆向け施設(レストラン、飲料提供店、美術館等)の受入れを禁止(3月15日～4月15日) ○屋外市場を閉鎖(屋外市場が唯一または最適な供給手段を想定し、地方長官が適用除外を決定)(3月24日～) ○3月22日に予定されていた市町村議会選挙の決選投票を延期 | ○子どもの受入れ施設・教育機関(保育所、小中学校、高校大学等)を一時停止 (3月16日～3月29日) | ○100人以上が乗船するクルーズ船の寄港を禁止 (3月15日～4月15日) ○自宅外の移動を禁止(必需品の買物、通院、テレワークが困難な場合の通勤、若干の運動等は除く。ただし、移動に際し証明書類の所持が必要)(3月17日～3月31日)※罰則付き ○公衆衛生法典に「衛生緊急事態」に係る規定を創設し、「衛生緊急事態」を宣言することで、移動制限、物資の徴用等の広範な権限が行使可能に。また、違反者の罰則強化※従来より公衆衛生法典に基づき措置を講じる権限はあったが、より明確化 |

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000613022.pdf>

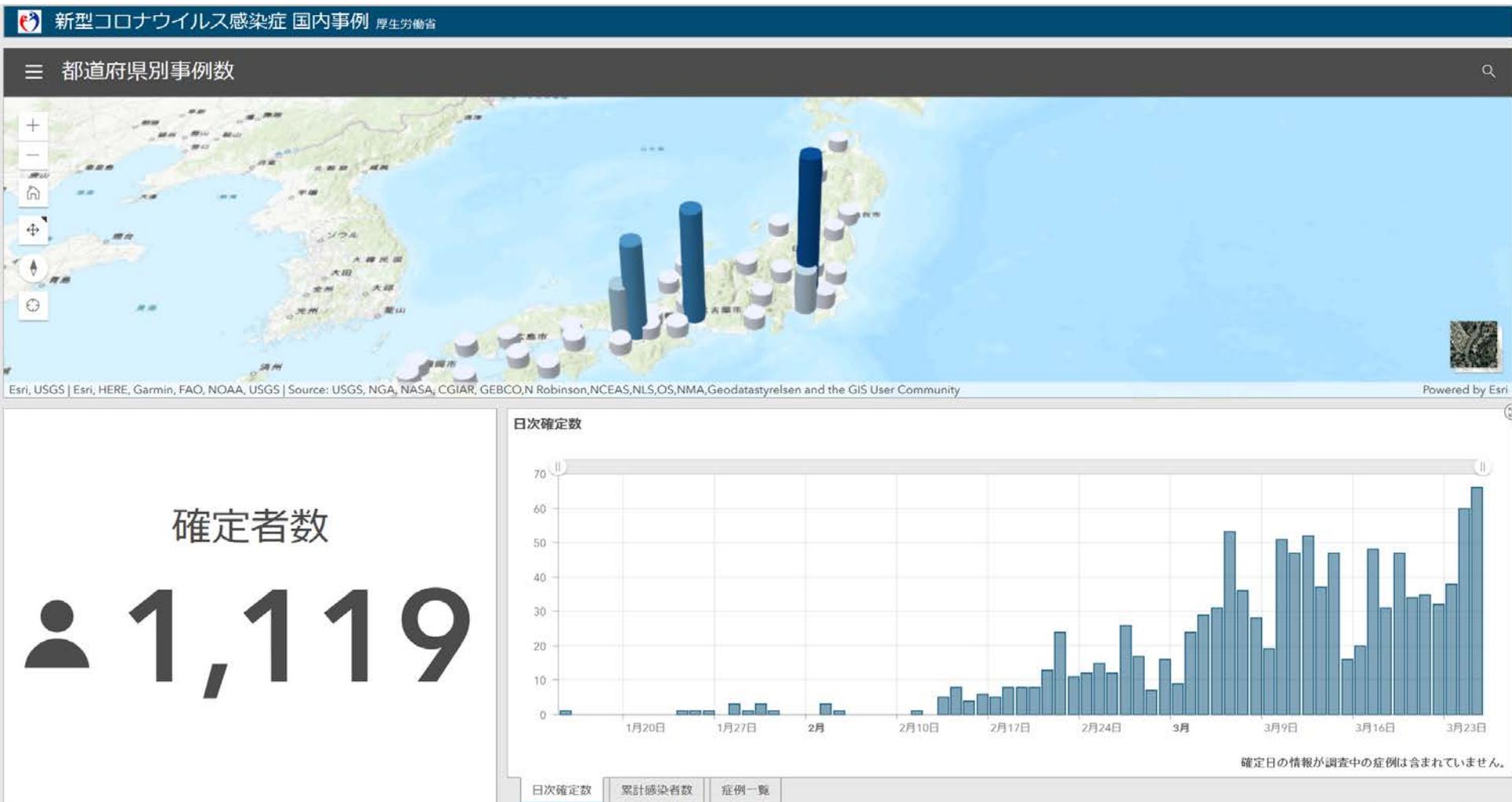
| | イベント禁止、施設閉鎖等 | 学校閉鎖等 | 移動制限・その他 |
|-----|--|---|---|
| ドイツ | <p>○独全土において、全ての飲食店の閉鎖（個人が自宅で飲食するための料理の販売は例外）</p> <p>○グループによるパーティーは、公共の場所か私的な空間（住居）かを問わず許容されない。違反行為には罰則</p> <p>上記は、最短2週間適用する（3月22日）</p> <p>【バイエルン州、バーデン＝ヴュルテンベルク州、ザクセン州、ザクセン＝アンハルト州】</p> <p>州令に基づき、勤労活動・生活必需品の購入等以外の外出を制限し、違反者に罰則</p> | <p>○全州の教育施設（学校、幼稚園等）の休校措置（最長で3月16日～4月19日）</p> | <p>○独全土において、接触制限（公共空間における同居家族以外の2人を超える集まりを禁止）を最短2週間適用する（3月22日）</p> <p>○観光目的での外国渡航中止を勧告（3月17日）</p> |
| スイス | <p>○食料品、薬局を除く全ての店舗、レストラン、バー、娯楽施設、その他十分な対人距離を確保できない業種（ヘアサロン等）を閉鎖（テイクアウト食品店等は対象外）（3月17日～4月19日）</p> <p>○連邦議会は開催中の上下両院による春会期中断を決定。（3月15日）</p> <p>○公私を問わず、全てのイベントを禁止（近親者の葬式を除く）（3月16日）</p> | <p>○小学校以降の教育機関を閉鎖（全国4月4日まで、ジュネーブ州4月8日まで、ヴォー州4月30日までなど）</p> <p>○ジュネーブ州、バーゼル・シュタット準州では保育園も閉鎖。閉鎖するかは各州の判断。</p> | <p>○大統領による非常事態宣言（3月16日）</p> <p>○社会生活で人との距離を保つよう要請。</p> <p>○ラッシュ時通勤の回避・テレワークを推奨。</p> |

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000613022.pdf>

| | イベント禁止、施設閉鎖等 | 学校閉鎖等 | 移動制限・その他 |
|----|--|--|--|
| 韓国 | <p>3月22日～4月5日の15日間、社会距離の確保（Social distancing）を集中的に実施</p> <p>○国民への要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不要不急の集会、外食、行事、旅行の延期・中止、及び生活必需品の購入、医療機関訪問、通勤以外は外出を自制 ・退勤後は直ちに帰宅 ・在宅勤務、柔軟勤務、通勤時間の調整により密集した勤務環境を避け、有症状者は出勤を自制 <p>○宗教施設、室内体育施設、遊行施設等への運営中断勧告</p> <p>※勧告に従わない場合、感染症予防法に基づき勧告状の発出後、集会・集合禁止命令（行政命令）が出され得る。</p> | <p>○幼稚園、初・中等学校の新学期始業日を延期（4月6日へ）</p> <p>○保育園の休園期間を延長（4月5日へ）</p> | <p>3月22日～4月5日の15日間、社会距離の確保（Social distancing）を集中的に実施</p> <p>○国民への要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不要不急の集会、外食、行事、旅行の延期・中止、及び生活必需品の購入、医療機関訪問、通勤以外は外出を自制 ・退勤後は直ちに帰宅 ・在宅勤務、柔軟勤務、通勤時間の調整により密集した勤務環境を避け、有症状者は出勤を自制 <p>○宗教施設、室内体育施設、遊行施設等への運営中断勧告※勧告に従わない場合、感染症予防法に基づき勧告状の発出後、集会・集合禁止命令（行政命令）が出され得る。（再掲）</p> |

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000613022.pdf>

新型コロナウイルス感染症 国内事例



<https://mhlw-gis.maps.arcgis.com/apps/opstdashboard/index.html#/c2ac63d9dd05406dab7407b5053d108e>

全国クラスターマップ

3月17日12時時点

- 5人以上
- 10人以上

北海道 (2)
ライブバーや展示会を介した感染

新潟県 (1)
卓球スクールを介した感染

愛知県 (2)
スポーツジムや福祉施設を介した感染

千葉県 (1)
スポーツジムを介した感染

神奈川県 (2)
医療機関や福祉施設を介した感染

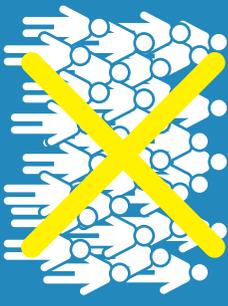
東京都 (1)
屋形船を介した感染

兵庫県 (3)
医療機関や福祉施設を介した感染

大阪府 (1)
ライブハウスを介した感染

- (注1) クラスターは、自治体からの情報を基に、東北大学押谷教授、北海道大学西浦教授らによる分類。
(注2) クラスターは、現時点で、同一の場において、5人以上の感染者の接触歴等が明らかとなっていることを目安として記載しています。家族等への二次感染は載せていません。また、家族間の感染も載せていません。現時点での感染の発生状況や、都道府県別の感染者数を反映したものではありません。
(注3) 都道府県名の横に示す数字は患者集団（クラスター）の数。

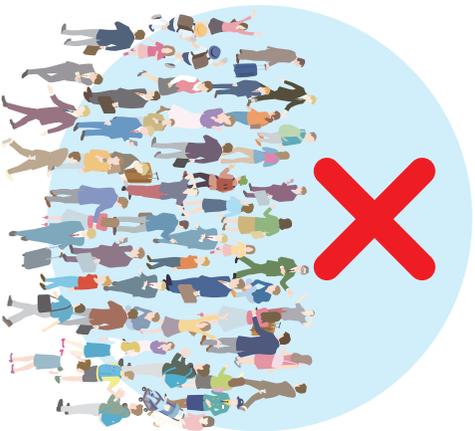
密を避けて外出しましょう！



①換気の悪い
密閉空間



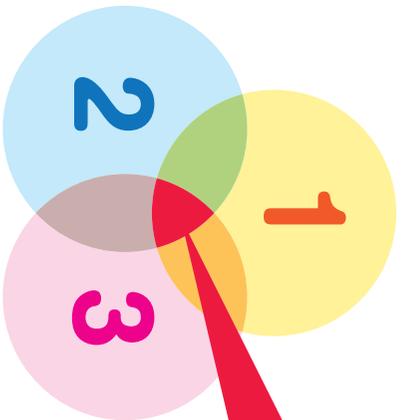
②多数が集まる
密集場所



③間近で会話や
発声をする
密接場面



新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。
イベントや集会で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。



3つの条件がそろう場所が
クラスター(集団)発生の
リスクが高い！

※3つの条件のほか、**共同で使う物品**には
消毒などを行ってください。



新型インフルエンザ等対策特別措置法について

～危機管理としての新型インフルエンザ及び全国かつ急速なまん延のおそれのある新感染症対策のために～

新型インフルエンザ及び全国かつ急速なまん延のおそれのある新感染症に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

1. 体制整備等

(1) 行動計画等の作成

① 国、地方公共団体の行動計画の作成、物資・資材の備蓄、訓練、国民への知識の普及

② 指定公共機関(医療、医薬品・医療機器の製造・販売、電力、ガス、輸送等を営む法人)の指定・業務計画の作成

(2) 権利に制限が加えられるときであっても、当該制限は必要最小限のものとする

(3) 発生時に国、都道府県の対策本部を設置、新型インフルエンザ等緊急事態に市町村の対策本部を設置

(4) 発生時における特定接種(登録事業者※)の従業員等に対する先行的予防接種の実施

※医療提供業務又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって、厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの

(5) 海外発生時の水際対策の的確な実施

「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」

新型インフルエンザ等(国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものに限る)が国内で発生し、全国かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるとき

2. 「新型インフルエンザ等緊急事態」発生の際の措置

① 外出自粛要請、興行場、催物等の制限等の要請・指示(潜伏期間、治癒するまでの期間等を考慮)

② 住民に対する予防接種の実施(国による必要な財政負担)

③ 医療提供体制の確保(臨時の医療施設等)

④ 緊急物資の運送の要請・指示

⑤ 政令で定める特定物資の売渡しの要請・収用

⑥ 埋葬・火葬の特例

⑦ 生活関連物資等の価格の安定(国民生活安定緊急措置法等の的確な運用)

⑧ 行政上の申請期限の延長等

⑨ 政府関係金融機関等による融資

等



○ 施行期日:公布の日(平成24年5月11日)から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律について

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律が令和2年3月13日に公布、翌3月14日施行された。

【改正法の内容】

1 新型コロナウイルス感染症に関する特措法の適用の特例

新型コロナウイルス感染症については、令和2年3月14日から令和3年1月31日までの間、法に規定する「新型インフルエンザ等」とみなして、この法及びこの法に基づく命令（告示を含む。）の規定を適用すること。

2 特措法第14条に関する経過措置

特措法第14条は、新型インフルエンザ等の発生等に関する厚生労働大臣による報告に関し、規定を設けているが、新型コロナウイルス感染症においては、感染症法第44条の2第1項に基づく公表によることなく、新型コロナウイルス感染症の状況に応じた報告を行うことができるよう附則第1条の2第2項に規定する。

この規定による読替後の特措法第14条の報告に基づき、特措法第15条に規定する政府対策本部の設置を検討することを想定している。

3 行動計画等に関する経過措置

特措法第6条から第9条までに規定する政府行動計画、都道府県行動計画、市町村行動計画及び業務計画については、既存の行動計画等における記載を施行後に、新型コロナウイルス感染症の記載としてみなすことができる旨を規定したものである。

新型インフルエンザ等発生時の流れと主な措置について

厚生労働大臣の新型インフルエンザ等の発生の公表

※ WHOがフェーズ4を宣言

政府対策本部の設置

- 基本的対処方針の作成
- 特定接種（登録事業者（医療関係者、社会機能維持事業者）の従業員等に対する先行的予防接種）の実施
- 海外発生時の水際対策の的確な実施
- 現地対策本部の設置（必要に応じて）

都道府県対策本部の設置

- 特定接種の実施への協力
- 医師等への医療従事者の要請・指示等

<市町村>

【任意に対策本部設置可】

※法律に基づく対策本部ではない

- 特定接種の実施への協力

新型インフルエンザ等緊急事態宣言（国）

<国>

- まん延の防止に関する措置
 - ・住民に対する予防接種の実施指示
- 国民生活及び国民経済の安定に関する措置
 - ・ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等の緊急物資の運送要請・指示
 - ・特定物資の売渡しの要請・収用

<都道府県>

- まん延の防止に関する措置
 - ・学校等の施設や興行場、催物の制限等の要請・指示
- 予防接種の実施への協力
- 医療等の提供体制の確保に関する措置
 - ・病院や、医薬品販売業者等である指定（地方）公共機関における診療、薬品等の販売
 - ・臨時の医療施設の開設、土地等の使用
- 国民生活及び国民経済の安定に関する措置
 - ・ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等の緊急物資の運送要請・指示
 - ・特定物資の売渡しの要請・収用
- 緊急時の埋葬・火葬

市町村対策本部の設置

- 予防接種の実施
 - ・住民に対する予防接種

国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得したこと等により当該疾病が新型インフルエンザ等感染症と認められなくなった旨が公表された場合、本部廃止

緊急事態宣言が解除された場合、本部廃止

新型インフルエンザ等緊急事態措置

新型コロナウイルス感染症対策本部（第23回）

日時：令和2年3月26日（木）

17時35分～17時50分

場所：官邸2階小ホール

議 事 次 第

1. 開 会

2. 議 事

（1）新型コロナウイルス感染症への対応について

3. 閉 会

（配布資料）

資料1 厚生労働省提出資料

資料2 国家安全保障局提出資料

参考資料 新型コロナウイルス感染症対策本部設置要綱

厚生労働省発健0326第1号
令和2年3月26日

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信

新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第一条の二第二項の規定により読み替えて適用する同法第十四条の規定に基づく報告について

新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第一条の二第二項の規定により読み替えて適用する同法第十四条の規定に基づき、別添のとおり報告します。

報 告

令和2年3月26日

1. 新型コロナウイルス感染症の発生の状況

(1) 国内における発生の状況

①国内における感染者数等

- ・ 本年1月15日に、国内においてはじめて新型コロナウイルス感染症の感染者が確認された。
- ・ 同年3月25日18時までに、国内の感染者数は1,292人、死亡者数は45人となっている。

②国内における発生の状況の分析等

- ・ 「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年3月19日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）において、「北海道以外の新規感染者数は、日ごとの差はあるものの、都市部を中心に漸増しており、3月10日以降、新規感染者数の報告が50例を超える日も続いています。また、高齢者福祉施設で集団感染が発生する事例があります。」「感染源（リンク）が分からない感染者の増加が生じている地域が散発的に発生しています。」「日本国内の感染の状況については、3月9日付の専門家会議の見解でも示したように、引き続き、持ちこたえています。一部の地域で感染拡大がみられます。諸外国の例をみても、今後、地域において、感染源（リンク）が分からない患者数が継続的に増加し、こうした地域が全国に拡大すれば、どこかの地域を発端として、爆発的な感染拡大を伴う大規模流行につながりかねないと考えています。」等とされており、その後更に感染者数の増加が見られる。

(2) 海外における発生の状況

- ・ 世界保健機関は、本年3月11日の会見において、新型コロナウイルス感染症について、パンデミック（世界的な大流行）とみなすことができる旨を表明

している。

- ・ 世界的に感染者数と死亡者数の急激な拡大が見られる。

※ 新型コロナウイルス感染症の発生状況(括弧内は本年3月11日との比較)

| | 本年3月11日 | 同月19日 | 同月25日 |
|--------------|-----------|--------------------|--------------------|
| 感染が報告された国・地域 | 110 か国・地域 | 161 か国・地域 | 187 か国・地域 |
| 感染者数 | 118,650 人 | 210,469 人 (1.77 倍) | 415,856 人 (3.50 倍) |
| 死亡者数 | 4,294 人 | 8,873 人 (2.07 倍) | 18,353 人 (4.27 倍) |

(3) 海外において感染し、国内に移入したと疑われる感染者の発生の状況

- ・ 本年3月19日以降、海外において感染し、国内に移入したと疑われる感染者が連日10人以上確認されており、また、これらの者が国内で確認された感染者のうちに占める割合も増加している。また、移入元の国が流行当初は中華人民共和国に集中していたが、現在までに欧州を中心として多様化しており、増加と多様化の両面の影響を今後受ける可能性がある。

2. 新型コロナウイルス感染症にかかった場合の病状の程度

- ・ 「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」において「この感染症に罹患しても約80%の人は軽症で済む」、「5%程の方は重篤化し、亡くなる方もいる」、「高齢者や基礎疾患を持つ方は特に重症化しやすい」等とされている。こうした重症度については、致死率が極めて高い感染症ほどではないものの、季節性インフルエンザと比べて高いリスクがあると認められる。

3. 新型コロナウイルス感染症のまん延のおそれ

- ・ 上記の状況に鑑み、新型コロナウイルス感染症について、そのまん延のおそれが高いと認められる。

水際対策強化に係る新たな措置

令和 2 年 3 月 26 日

1. 入国拒否対象地域の追加（法務省）

入管法に基づき入国拒否を行う対象地域として、欧州 21 か国（注）及びイランの全域を指定。14 日以内にこれらの地域に滞在歴のある外国人は、特段の事情がない限り、入国拒否対象とする。

（注）アイルランド、アンドラ、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロベニア、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、バチカン、フランス、ベルギー、ポルトガル、マルタ、モナコ、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク

2. 検疫の強化（厚生労働省）

東南アジア 7 か国（注）又はイスラエル、カタール、コンゴ民主共和国若しくはバーレーンの全域からの入国者に対し、検疫所長の指定する場所で 14 日間待機し、国内において公共交通機関を使用しないことを要請。

（注）インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア

3. 査証の制限等（外務省）

（1）上記 2 の国に所在する日本国大使館又は総領事館で 3 月 27 日までに発給された一次・数次査証の効力を停止。

（2）上記 2 の国に対する査証免除措置を順次停止。

（3）上記 2 の国並びに中国（香港を含む。）及び韓国との APEC・ビジネス・トラベル・カードに関する取決めに基づく査証免除措置の適用を順次停止。

4. 中国及び韓国に対して実施中の水際対策の継続

第 17 回新型コロナウイルス感染症対策本部（令和 2 年 3 月 5 日開催）において、3 月末日までの間実施することとした検疫の強化、航空機の到着空港の限定等、査証の制限等の措置の実施期間を更新し、4 月末日までの間、実施する。右期間は、更新することができる。

上記 1. の措置は、3 月 27 日午前 0 時から当分の間、実施する。ただし、実施前に外国を出発し、実施後に本邦に到着した者は、対象としない。

上記 2. の措置は、3 月 28 日午前 0 時以降に出発し、本邦に来航する飛行機又は船舶を対象とし、4 月末日までの間、実施する。右期間は、更新することができる。

上記 3. の措置は、3 月 28 日午前 0 時から 4 月末日までの間、実施する。右期間は、更新することができる。

以上

新型コロナウイルス感染症対策本部の設置について

令和2年1月30日
閣議決定
令和2年3月17日
一部改正
令和2年3月26日
一部改正

- 1 中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症について、感染が拡大している現下の状況に鑑み、政府としての対策を総合的かつ強力に推進するため、また、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第15条第1項の規定に基づき、下記により、新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「本部」という。）を設置する。
- 2 特措法第15条第2項の規定に基づく本部の名称並びに設置の場所及び期間は、次のとおりとする。
 - (1) 名 称 新型コロナウイルス感染症対策本部
 - (2) 設置場所 東京都（内閣官房（中央合同庁舎第8号館））
 - (3) 設置期間 令和2年3月26日から新型コロナウイルス感染症対策を推進するため必要と認める期間
- 3 本部の構成員は、次のとおりとする。ただし、本部長は必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

本部長 内閣総理大臣

副本部長 内閣官房長官、厚生労働大臣、新型インフルエンザ等対策特別措置法に関する事務を担当する国務大臣

本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣

- 4 本部に幹事を置く。幹事は、関係行政機関の職員で本部長の指名した官職にある者とする。
- 5 特措法第 16 条第 8 項の規定に基づき、本部にその事務の一部を行う組織として、新型コロナウイルス感染症現地対策本部を設置することができる。その名称並びに設置の場所及び期間は、本部長が定める。
- 6 本部の庶務は、厚生労働省等関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 7 前各項に定めるもののほか、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。

知事指示事項

令和2年3月27日

- 1 本県の新型コロナウイルス感染症の陽性患者は9名であり、感染状況は一定程度に収まっているものの、国内においては感染経路不明のクラスター（患者集団）も発生していることから、患者の急増を見据え、PCR検査の体制の拡充や病床の確保等の医療提供体制の充実について、医療機関等と連携し、早急に進めること。
- 2 各部局においては、県民の皆様の不安解消に向け、設置している相談窓口等を活用し、引き続き、相談等に丁寧に対応するとともに、国の緊急対応策等も活用し、観光業、農林水産業、医療機関・福祉施設等の事業活動への支援や様々な影響により収入減少があった世帯などへ助成等について、万全かつ積極的に取り組むこと。特に、年度末の資金繰りを含め、経済への影響を軽減するため、万全を尽くすこと。
- 3 東京では、今週発生した患者の4割が感染経路不明となっています。4月は大学への進学や就職のシーズンでもあり、首都圏をはじめとした県外への転出や県外からの転入も多くなることから、改めて感染防止対策の徹底を図るよう、県民の皆様に周知するとともに、不要不急の外出の自粛など、県民の皆様一人ひとりの行動変容の重要性を強く発信すること。
- 4 感染の拡大を防止するためには、感染が急増している地域への通勤、通学等の人の行き来を制限することが効果的であるが、県境を越えた対応が必要となることから、緊急時に万全の体制が取れるよう、広域的な対応について、近隣県との連携・調整を早急に進めること。
- 5 首都圏をはじめ、感染が急増している地域においては、不要不急の外出や県境を越えた行き来等についての制限を要請しているが、首都圏だけでなく、近隣の愛知県等でも患者の急増が確認されていることから、各部局については、全国から人が集まる会議の開催や県外への出張は、必要性を十分に検討したうえで判断すること。
また、会議を開催せざるを得ない場合であっても、手洗いや手指の消毒、室内の換気等、感染予防対策を徹底するとともに、WEB会議の開催など多様な手段についても積極的に活用すること。
- 6 引き続き、感染者の行動歴などの調査を確実にを行うとともに、県民の皆様が自主的に対策を取っていただく上で重要となるリスク情報については、患者の方に過度な精神的負担をおかけしないよう患者本人及びその他関係者の方の人権の尊重や個人情報の保護に関する部分に最大限配慮しつつ、今後も三重県独自の判断として、随時、早急かつ丁寧に積極的に公表すること。
また、新型コロナウイルス感染症については、SNS等により患者個人の特定につながる内容や人権侵害、誹謗中傷、患者の勤務先の風評被害が懸念されるような情報が見受けられることから、各部局においては、あらゆる機会を活用し、差別や偏見が絶対に行われぬよう呼びかけるとともに、正確な情報を迅速かつ的確に発信すること。